

平成30年度第3回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成30年度第3回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成31年1月30日(水)
- 2 時間 午前10時00分から午後0時03分まで
- 3 場所 第一会議室
- 4 議題 (1) 公園等整備基本方針(案)について
(2) パブリックコメントについて
(3) その他
- 5 出席者 (1) 委員
副会長 宮下 清栄
委員 竹内 高広
委員 串田 光弘
委員 渡辺 栄
委員 小山 美香
委員 津々良明石
委員 矢向 潤
(2) 事務局
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 江平 和之
環境政策課緑と公園係主事 高橋 将来

平成30年度第3回小金井市緑地保全対策審議会会議録

宮下副会長 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。早速ではございますが、平成30年度第3回小金井市緑地保全対策審議会を開催します。

本日は会長がまだ体調不良ということで、進行係を務めさせていただきますが、よろしくをお願いします。

では、まず環境部長より、ご挨拶をお願いします。

環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の柿崎と申します。本日は審議会にご参集をいただきまして、ありがとうございます。この冬、乾燥が続いている中で、かなりインフルエンザもはやっているという話も聞いておりまして、庁内的でも職員がインフルエンザにかかって休んでいたりと、家族がインフルエンザにかかってその介護で休ませてくれというような話も聞いておりますので、皆さまもぜひ体調は十分管理していただいて、この冬を乗り切っていただければと思っております。

それでは、本日の案件にさせていただいております公園基本方針の案につきましては、先日、市民参加でワークショップを3回ほど開かせていただきました。また、庁内の職員による検討委員会なども開いているところでございまして、この審議会でも2回ほどご意見などをいただいております。それをもとに今回策定をさせていただいております。本日はパブリックコメントの実施前の審議会となりますので、皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

宮下副会長 ありがとうございます。

それでは、続いて環境政策課長から、本日の審議会の成立について、ご報告をお願いします。

環境政策課長 本日の出席状況の確認をさせていただきます。9名の委員のうち、7名の委員にご出席をいただいておりますので、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ていることから、審議会は成立していることを報告させていただきます。

また、審議会の進行に当たり、事務局からお願いがございます。案件

のご審議に当たり、各委員が発言される場合には、恐縮ではございますが、挙手をいただき、副会長が委員を指名した後に発言いただければと考えております。

それでは、副会長、よろしくお願いいたします。

宮下副会長 ありがとうございます。

本日の案件の公園等基本方針の素案について、第4章の公園緑地の評価、第7章の推進方針につきまして、今回初めての審議になりますので、特にご意見をいただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、基本方針策定支援委託の受託者でありますランドブレイン株式会社からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ランドブレイン株式会社 ランドブレインです。本日もよろしくお願いいたします。

本日の資料ですが、こちらの分厚い方をメインにご説明していきたいと思いますが、概要書はこちらをまとめたものになりますので、一緒にご覧いただければと思います。

ページの差しかえがございます。別途配付しているのですが、86ページにつきましては別紙と書かれた資料を机の上に置かせていただいておりますので、そちらで差しかえさせていただいてご説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらの方針（案）についてご説明したいと思いますが、量が多いので、必要なところを説明していきたいと思いますが、現況など一部はこれまでの審議会の中でご説明してきたところもございますので、そういったところは省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1章は基本事項ということで、この計画書がどういう位置づけのものなのか、それから関連計画との位置づけ、対象をどういうふうに考えているかというところをご紹介します。

まず初めにご覧になっていただきたいところは4ページになります。前回の審議会では委員の方から、何を対象としている計画書なのかというご意見をいただきまして、そこを明記させていただきました。4ページの一番上の文章のところに、市が管理する216か所の公園緑地を対象とすると記載がありますが、配置などを検討する際は、市が管理していない、例えば都立公園なども含めて検討していきますと書かせていただ

いております。

4 ページの下の注釈 1 番なのですが、公園とは、緑地とは、どういう定義で考えているのかというところで、こちらも補足として書かせていただいております。

続きまして、5、6 ページに移りまして、注釈の下の 4 番のところ です。都市公園法にかかわるものだけではなく、都市緑地法に規定する緑地も本方針の対象にしているということを明記しております。

続いて 7 ページに移らせていただきまして、今後の公園方針を考えていくに当たって、どういう区域区分で考えていくのかというところを示したのがこちらの図になります。武蔵小金井地域、東小金井地域、野川地域の 3 区分で考えています。ワークショップでこの 3 地域に分かれていただいて意見交換していただいたところです。都市計画マスタープランでは本市はこういう区分になっておりますので、関係各課との調整という意味も込めて、今回この区分で統一してということで設定しております。

第 2 章の現況については、これまでの審議会でもお示ししていた資料になりますので、詳細は省かせていただきたいと思います。

新しく加えているところとしましては、23 ページです。機能別に公園等を考えていくべきではないかという意見も、前回の審議会の中でいただいておりますので、それぞれの機能別の公園配置、緑地分布の状況がどうなっているのかということを図にお示ししたのになります。次の 24 ページにつきましては、防災機能のある公園ということで、避難所に指定されている、防災倉庫や防火水槽がある、それから防災無線が設置されていますといったような機能を持つ公園の分布状況をピンクの丸でつけております。

25 ページになります。レクリエーション機能ということで、主に遊具のある公園の分布状況を示しております。一般遊具、それから次のページ以降は複合遊具、健康遊具の分布状況を示しております。遊具の設置状況、設置費用、コストを考えまして、一般遊具に関しては利用圏 250 メートル、複合遊具、健康遊具に関しては利用圏 500 メートルという設定にさせていただいて円を描いたものでございます。

28 ページからは休息機能ということで、ベンチ・水道のある公園、

30ページにはトイレのある公園のそれぞれ分布状況を示しております。

31ページからは景観・環境保全機能ということで、みどりのネットワークというのを、本市の緑の基本計画で示しておりますので、それと合致している公園緑地の分布状況はどうかということで、ピンク色の丸がそれに合致しているところを示しております。

それ以降のページにつきましては、これまでお示してきた資料と同じ内容になっております。

39ページは、市民ワークショップの結果報告ということで、第2回までは前回の審議会でも紹介したところがございますが、第3回も合わせた結果ということで、こちらの2ページにまとめております。

41ページからの第4章は、公園・緑地の評価とありまして、ここは初めてお示しした章になります。市内の既存緑地と公園の配置や整備を考えていくに当たって、それぞれの公園・緑地の評価をしていくということで今回実施させていただきました。公園そのものの面積の広さもちろんそうなのですが、周辺公園との重複状況や、利用圏人口にどれだけ人が住んでいるか、みどりのネットワークと整合性がとれているか、防災機能を持っているか、団体・ボランティア活動の状況等、さまざまな視点を設けて、多面的な視点から公園・緑地について評価をさせていただいたところです。7つの指標を市の管理する公園のみについて抜粋したものになりますが、示しております。

先ほど冒頭で申し上げました3つの区域区分で考えていったときの評価、指標が、42、43ページになりまして、こちらは公園・緑地の整備量に関する指標と、人口に関する指標、それから利用しやすさに関する指標、多面的機能に関する指標と、それぞれ指標を設けて総合的に評価したということで紹介しております。実際の評価結果がどのようなものかということで、44ページでA、B、C、Dの4段階で評価させていただきました。こちらは市が管理する公園・緑地のみを対象にしたものになります。それぞれ指標を設けさせていただきました。その指標が全部の公園の中でどれぐらいの位置づけになるかというのを偏差値にしまして、その偏差値を5点、4点、3点、2点という形で点数をつけて、その平均評価というところを出させていただきました。それを上から順に並べていくという感じで段階づけております。ただ、一部、例えば公

園利用実態調査を平成27年に行いましたが、その際に対象となっていない公園・緑地もあるので、必ずしも正確な数字がとれていないものもあります。また、平成27年度以降にできたむさこぷらっと公園などもありますので、そういったところにつきましては、データに現われてこない指標が必ずあるということで、定性的な評価もさせていただいております。そのため、A、B、C、D、概ね高得点の順に並んでいるところではあるのですが、一部の公園につきましては必ずしも点数の高い公園が上位に来ているということにはなっておらず、逆転現象が起きているということもあるということをご承知おきいただきたいと思います。

そういったことをさせていただいた上で現われてきたのが、こちらのA、B、C、Dの評価になりまして、A評価につきましては12か所の公園があります。これは、公園が全体で216か所ありますので、概ね6%がこのA評価に該当します。45ページにつきましてはB評価で、こちらは38か所で18%程度の公園が該当します。47ページからはC評価の公園で、こちらは量が多いのですけれども114か所で53%ということで、約過半数がC評価に該当する公園となります。次に53ページはD評価の公園です。52か所で、約24%の公園が該当しているところですので。それぞれのA、B、C、Dがどのように分布しているかという図が56、57、58ページです。それぞれ地域ごとの分布状況についてお示ししたものになります。赤い丸がA評価の公園・緑地ということですので。それから、B評価の公園・緑地についてはピンク色の丸、緑色がC評価、黒い丸がD評価の公園・緑地ということになっております。

このA、B、C、D評価が一体何なのかということになると思うのですが、ページが飛びますが69ページをご覧ください。69ページの真ん中の表が、今申し上げましたそれぞれの地域ごとのA、B、C、D評価の表、その下の表4-23なのですけれども、A、B、C、D評価の位置づけをどのように考えているかということで、A評価につきましては、地域の核となるような重要な公園・緑地であり、理想的な公園像に向けて、重点的に公園・緑地のあり方を誘導していく公園・緑地と位置づけております。続きまして、B評価につきましては、地域に必要な公園・緑地として、地域ニーズを踏まえながら管理・活用

を図る公園・緑地、C評価につきましては、現状維持を図る公園・緑地であり、都市の貴重なオープンスペースとして最低限の環境機能あるいは防災機能の維持・活用を図る公園・緑地、最後にD評価につきましては、現状で管理・活用の効率が悪い公園・緑地となっております、財政状況などを鑑みて土地利用転換を含めた有効な利活用の検討をする公園・緑地と位置づけてございます。

少し戻りまして、59ページからは、地域別の評価結果ということで、それぞれ3地域別に指標値がどうなっているかというのをお示したものに なります。こちらは指標が多いので、簡潔に説明させていただきますと、図4-1、公園・緑地の面積率というのをお示したものです。これをご覧になっていただくと、武蔵小金井地域は市の平均値に比べると少し多く、一方で、野川地域は少し少なくなっているのですが、その下、すぐ下の図4-2の指標2のグラフをご覧いただくと、1人当たりの公園・緑地面積で見るとそれほど差がありません。土地利用的に見ると少し少なそうに見えるのですけれども、1人当たりで見たときにはそれほど差がないのだということがお分かりだと思います。野川地域は、公園以外にも緑地が多いので、参考までに次のページ、60ページに緑被分布図を示しております。ここに含まれていない道路ですとか住居、そういったところも含めると、それほど全市的に差があるものではないということが分かるかと思えます。

続きまして、64ページを見ていただきたいのですが、2,500平方メートル以上の大きな公園・緑地、公共緑地が利用できる地域の面積割合が指標12になります。こちらは、地域面積に対してどれぐらいのエリアが大きな公園が利用できる地域なのかということで、東小金井地域が92.4%、野川地域が71.4%ということで、少し地域間の差が出ていることがお分かりかと思えます。

次にその下、指標13です。公園利用圏の重複度というところで、野川地域は4.42という指標なのですが、少し低くなっていることが分かるかと思えますが、要は野川地域に重複している、公園が密集しているということが示されると思えます。

続いて65ページ、右上の指標14、公園利用圏人口に対する利用率ということで、武蔵小金井地域ではやや低く、東小金井地域では少し高

ということが分かるかと思えます。

続いて、66ページに移っていただきまして、みどりのネットワークとの整合性ということになりますと、野川地域が少し35.1%と低くなっていることが分かるかと思えます。一方、その下のグラフ、指標17、図4-18、水辺空間（野川または玉川上水）との近傍性というところでご覧になっていただきまして、野川地域が高くなっている。そういったふうに、みどりのネットワークで言ったときには小さいけれども、水辺空間との近傍性で言ったときには高くなると、そういったところで総合的に見ると差がないことが分かるかと思えます。

一方で指標18、67ページの右上なのですけれども、住民一人当たりの公園・緑地の防災機能指数ということで、武蔵小金井地域は低いように見えるのですが、これはあくまで公園・緑地の防災機能であって、決して防災機能そのものが地域に足りていないということではなく、公園以外にもいろいろな施設、公共施設にも防災機能は備わっておりますので、そういう点でご理解いただきたいと思えます。

下のグラフ、今度は指標19です。公園利用圏内に存在する平均集客施設数ということで、こちらは野川地域で0.95と少なくなっております。こちらはイメージされるとおりかと思うのですが、野川地域は集客施設が少ないということですね。逆に言えば、野川地域の公園については利用されている可能性が非常に高いということが分かるかと思えます。

特徴的なところは以上になりまして、70ページ、71ページが今お伝えした地域別の評価結果のまとめとなっております、70ページ左側が文章として特徴を示したものの、71ページの真ん中は、図として示したものになりますので、詳細はご覧になっていただければと思えます。

続きまして、第5章、課題をまとめております。現況や評価を踏まえまして、課題を整理しました。課題1が地域資源や公園等の特徴を活かした魅力の向上、課題2が人口構成・利用者層に合わせた機能配置、課題3が多様化するニーズに対応した機能分担、課題4が市民目線による利用のしやすさの向上、課題5が増加する公園・緑地の維持管理の負担への対応。この5つの課題を市全体の課題として位置づけております。

その隣、73ページですが、今度は地域別の課題を整理させていただ

きました。武蔵小金井地域につきましては、1つ目が多様な主体の利用を想定した公園づくりと、公園利用率の向上。東小金井地域につきましては、機能の均等配置と、地域運営モデルの構築。野川地域につきましては、非効率的な公園配置の是正、それから、地域密着型の公園づくりというところで、それぞれ地域別に課題を位置づけさせていただいております。

続きまして、74ページ、基本方針というところで、いよいよこの計画書がどういうふうに公園整備を進めていくかという考え方を示したページになっていきます。

まず、基本理念といたしまして、小金井市民の住みよさ、定住につながる“質の高い”公園づくりとさせていただきました。こう書かせていただきました趣旨としましては、公園整備そのものは目的ではなく、まちの魅力化を図っていくツールとして位置づけていきたいという思いがあってこの基本理念を定めさせていただきたいと考えております。

この基本理念に基づきまして、基本方針というのがその右側75ページにございまして、現在の公園の総量は維持しつつ、質の向上を図るというふうに書かせていただいております。こちらにつきましては、行政の財政的な限界もある中で、少しでもいいものをつくっていくために、費用の分散などを図っていくという思いがあって、こういう方針をつくらせていただいております。

この基本方針にぶら下がる4つの施策方針がありまして、1つ目が方針Ⅰ、オレンジ色の中ですけれども、地域資源の活用、多分野との連携による公園等の多面的利用。方針Ⅱが人口減少と人口構成の変化を見据えた適正な配置・機能の誘導。方針Ⅲが既存低未利用公園・緑地の解消。方針Ⅳが公民協働や地域主体による公園・緑地の維持・管理というふうに書かせていただきました。

次の76ページからは、具体的な方針について説明していくところではあるのですが、少し抽象的な内容になってきているところもあります。そのため、76ページから84ページまでが方針の説明になりまして、ここままで方針としては成立しているところではあるのですが、もう少し踏み込んだものをつくらたいという市のご意向もありましたので、第7章を今回つけ加えております。基本方針推進に向けてということで、

この方針を推進していくために重点的に取り組みたい点を6つに分けて85ページから紹介しております。順番にご説明していきたいと思えます。

まず、推進方策1.機能配分・土地利用転換等による低未利用公園・緑地の整理方法というところでして、低未利用公園の整理の流れという図を真ん中にお示ししています。流れとしては、各公園・緑地について総合的な評価を行うということで、実はこの計画書を先ほどご説明した中である程度やってしまっているのですが、その中で評価が低い、具体的にはD評価の公園を対象とした低未利用公園・緑地の抽出を行います。抽出された公園につきまして、その地域の方と協議をした上で、周知をしたり、ワークショップをおこなったりして合意形成を図っていきます。続きまして、低未利用公園・緑地の解消に向けて、どのように取り組んでいくか、例えば売却をしてみる、用途変更をしてみる、活性化に向けてアイデアを募集して、それを実現するために市が支援していくなど、そういったことを考えていきたいと考えております。

続きまして86ページなのですが、先ほど冒頭で申し上げました、こちらにつきましては追加資料をご覧になっていただきたいと思えます。A4で1枚の両面印刷のものになります。推進方策2.既存公園・緑地の機能の長寿命化と配置の検討方法ということで、こちらにつきましては、管理・維持の効率化を図っていくという趣旨で方策を作っております。流れとしましてはSTEP1、市が安全かつ計画的に整備・維持・管理できる設備、樹木の総量を検討していく。具体的には、公園設備、樹木別に配置や既存施設の整備・維持・管理の考え方を設定します。それに基づきまして、STEP2で長寿命化計画を策定し、計画に沿って改修・撤去・新設を進めていくということで、この中で劣化診断をしたり、緊急対応を行なっていく中で、老朽化したものについては撤去等を検討していきたいというところです。

裏面に、具体的に維持・管理の考え方を示しております。トイレ、遊具、水道、ベンチなどの設備に関しましては、誘致圏何メートルと何平方メートル以上の面積の公園について整備を行うということで、数字を案として示しております。例えば、トイレについては誘致圏500メートルで、かつおおむね面積1,000平方メートル以上という数値を示

しているのですが、資料本体で申し上げますと、30ページがトイレのある公園の分布という図になっております。これで半径500メートルの利用圏というのをピンクで示しているところで、この空白地帯にある公園・緑地の中で、かつ面積が1,000平方メートル以上に該当するものがあつた場合、トイレの設置を優先的に検討していくというようなこととなります。

その他、遊具、水道、ベンチにつきましても、前のページなどにそれぞれの利用圏を示しております、配置の考え方をまとめたのがこちらの表となります。

整備・維持・管理の考え方につきましても、定期的に点検、清掃を行っていき、A評価の公園以外の公園については、利用者ニーズを考慮し、公園・緑地の設備等の移設や撤去というのを検討していきたいということを示しているところです。

以上が、トイレ、遊具、水道、ベンチとなります。公園のライトにつきましても、周辺道路の街灯の配置や公園の利用状況、防犯的な必要性というのを考慮した上で、一定の明るさを確保できるように配置を検討しております。それからLED灯、コストなどの面も含めて、検討していくということを示しております。

一番下、樹木です。樹木の剪定にかかる要望も多いところですので、それについても考え方を示しております。基本的には、みどりのネットワークに連なる地域、あるいは生態系的な必要性というところを考慮して、樹木の配置は優先的に考えていきたいということを示しております。整備の面につきましても、安全面の確保を最優先に考え、老木などは植えかえによる新陳代謝を検討するということ。あとは、防犯上の整備ということで、植栽の除去を行うということを示しております。

続きまして、87ページ、推進方策3. 提供公園・緑地の設置緩和に向けた開発基準の見直しということを示しております。こちらは開発行為に伴う提供公園の増加、小さい公園が特に増えているというのが今回の方針のスタートになっておりますので、それについての対応ということで今回示しております。

開発指導要綱につきまして、真ん中の表7-3、開発指導要綱改正の方向性ということで、左側が現状の基準に対して、右側が改正方向の案

ということで示しております。それぞれの文章の中で赤字になっている部分が、新しく基準を設置したいということで位置づけているところです。

開発行為につきましては、周辺に相当規模の公園・緑地または広場がある場合、公園協力金の納付を進めるようにする、あるいは、これまで市に無償提供であったものを自主管理としていくことができるような形に改正を考えております。

それから、中高層建築物等につきましても、提供公園を自主管理公園に変更したり、面積が3,000平方メートル以下の中高層建築物の開発の際は、公園協力金への代替ができるようにするといった方向性を考えたいということで検討しております。

続きまして、推進方策4、88ページです。既存公園等の配置を踏まえた寄附・借地公園の継続検討ということで、公園・緑地の寄附の受け入れなども限界が来ているところでして、こちらにつきましても、要綱などにより基準を明確にしたいというところです。こちらにつきましても、周辺公園の配置状況などを考慮し、原則、面積が300平方メートル以上で、かつ公道に接している土地についてのみ受け入れるということをも明記していきたいと考えておりますが、実際にどういう場所が該当していくのかということが、その下の大きな図になっています。赤い点線で囲まれているエリアが新たな公園利用圏を発生させる、公園用地が寄附されるのであれば受け入れる可能性があるというような意味合いの図になっております。

続きまして、89ページ、推進方策5. 地域資源の活用・連携による新たな公園・緑地の設置方法というところで、密集している公園につきましても、整理・集約して機能分担を図っていく。公園が不足している地域については機能分担を図っていくというような趣旨です。防災機能や、農業、商業といった社会福祉との連携の一環で、ワークショップの中で移動直売所を公園の中でやってほしいなどといったご意見もありましたので、そういったところに市としても注力していきたいという考えで、こちらの文章を作成しております。

具体的な対象地域としましては、真ん中の図7-5、赤い点線の枠か、水色の点線で描かれているところが対象と考えております。

続きまして、90ページ、推進方策6. 地域や民間事業者による管理方法ということで、市だけではなく、地域の皆様、それから事業者の皆様が一体となって管理していく仕組みづくりということをもとめたページになります。それぞれの役割分担と方向についてまとめてございます。表の左上、方法1と書かれた部分、公園連絡会議と言うものを設置したいと考えておりました、これにつきましてはワークショップの意見から上がったものです。市が公園連絡会議を主催し、利用者同士のコミュニケーション、利用者と市のコミュニケーションの場を設けてほしいという意見がありましたので、こういった場を市が設けて関係の調整を行いたいと考えております。

それから、その下、方法2モデル公園の設置についてはワークショップの中でいろいろ意見が上がったところですが、地域が管理する公園をモデル化したいということで、こちらも具体的に検討していきたいと考えております。最初に管理者を募集しまして、その設立からサポートしていくということで考えていきたいと思っております。

続きまして、右上の方法3指定管理制度の導入。公園の民間活力の活用ということがトレンドになってきておりました、サウンディング調査、市が民間事業者に、どういう公園の使い方をしたいかというようなことを伺った上で、指定管理制度にそれを組み込んでいくというようなことがあります。そういったことをして調査をした上で、事業者を募集し、管理を委託していくというようなことを進めていければと考えているところです。

最後、右下の方法4開発公園・緑地の民間の自主管理ということで、こちらは先ほどの開発要綱の改正の話とほぼ同じ話なのですけれども、要綱を改正し、それに基づき自主管理の公園・緑地、また公園協力金納付を進めていくものです。

続きまして、91ページ、7-2. 庁内の連携ということで、環境政策課だけではなく、庁内会議に出席をいただいた各担当と連携し、市全体を挙げて取り組んでいくという内容です。

その下、市民参加の推進につきましても、行政だけではなく、市民と、それから地域の団体や事業者、それぞれ協力して進めていきたいということで、こちらの文言を書かせていただいております。

最後、92ページ以降は資料編になっておりまして、庁内検討会議の開催であり、それから93ページには今回皆さんにご出席いただいている緑地対策審議会の開催があると、それぞれお示ししております。

あと、94ページにはワークショップの開催、最後の95ページは法令関係についてお示ししております。

方針の説明は以上です。

宮下副会長 ありがとうございます。

ちょっと頭に全部入っていないので、順番にご質問とかご意見等あればお願いします。まず、3章までで何か改めてご質問やご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

小山委員 細かいことでもよろしいですか。

宮下副会長 はい、どうぞ。

小山委員 小山です。1つ、いろいろ指標が出されているのですが、9ページのところで、緑地の分布というのがあります。図2-1の市内の主要な緑地の分布というのがあるのですが、上の説明の最後のところに、生態系豊かな自然緑地や歴史の深い寺社もあります。お寺とか、そういうのがここに入っていると思うのですが、それが紫色ですか。赤っぽい色で示されていますが、ここに掲載をしている、してないの基準というのは何かあるのですか。ここに載っているのが、多分これは貫井神社とか真明寺と幡随院、小金井神社、稲穂神社、それから三光院が載っていると思うのですよ。載せるには中途半端な感じがします。私が思いつくだけでも、真蔵院があり、市杵島神社があり、長昌寺があり、それに、ここには梶野公園も載っていないです。八重垣稲荷神社とか、金蔵院とか、いろいろあると思うのです。そういうところがなぜないのかと思いましたので、載せている基準がどうなっているのかが、ここを見ていたときに引っかかったので、お聞きしたいと思いました。

緑と公園係長 事務局です。出典を見ていただくと、平成22年の緑の環境実態調査報告書から抜粋をさせていただいております。当時は主要なところのみ載せていたのだと思うのですが、ご指摘どおり、いろいろなお寺や神社がありますので、配置等を検討する際には、そういった神社仏閣にも配慮して、公園の配置の判断に使いたいとは思っています。なので、今回の資料についてはこの報告書の中から抜粋したということで載せさせて

いただいております。

小山委員 小山です。だとしたら、出典があまりにも古過ぎるのではないですか。これからパブリックコメントにかけて、市民の皆さんに見ていただくわけですね。そうしたら、どうなのですかね。皆さん、どう思われますか。

串田委員 その後調査していないからしょうがないのではないのですか。

小山委員 しょうがないのかね。

渡辺委員 渡辺ですけれども、次の10ページの緑被分布図ですか。これも当時、平成23年のときに引いたのが載っているのですけれども、これは確か27.5%だったのですね。当時。その後どうなったのかなと。少なくとも、相当減っているのではないかと私は思います。ですから、そういう意味で、できるだけ出典は新しいほうがいいかなという感じはいたします。

宮下副会長 多分、2番の話は、10年ぐらいで行うなかなか大規模な調査なので、基本、このぐらいのところのオーダーで行くしかない。ただ、緑地の分布に関しては、神社仏閣なども入れるように修正することは可能でしょうか。

小山委員 よろしいですか。小山です。小金井市で「小金井てくてくマップ」をつくっていますよね。こういうものを参考にされたらいいのではないかと思います。これは作成時には小金井市もかなり協力しているわけでしょう。こういうマップがあつたりとか、あとは教育委員会を出している小金井市の歴史散歩、これはすごくよくできていて、ここに神社仏閣などあらゆるものが載っているのですよ。こういうものがあるのですから、参考にしてつくった方が良くと思います。

渡辺委員 賛成ですね。今朝、庁舎でもらってきたC o C oマップ、これももう既に新しくなっているのです。これが平成27年度版の、現在私が手元に持ってきたのが平成28年度版ということで、せっかくあるのであれば、新しいものを用意していただいたほうが良いと思います。

串田委員 串田です。多分、出発が違うと言うか。環境政策課でつくられたのが、この環境実態調査報告書だと思うのです。それで、他のところでいろいろどんどん新しいのが出てきて、それは環境政策課の方でやっていないので、内部でつくられた資料を出された。

多分、この報告書に出されたこれがどういうところでどういうふうにつくられていたか。

主要な緑地の分布という、要するにこの図そのものが問題であって、主要な緑地の中に、なぜ、例えば農地が入っていない、生産緑地が入っていない、いろいろ突っ込みどころが満載の地図なので、これは単に神社仏閣を足すとか、そういう問題ではなくて、この図そのものを何か別のものに変えたほうがいいのかと思います。農地が全然入っていない。これは何でしょうかね。

宮下副会長 それは多分、次のページの緑被分布図のところに全部入っているはずなので。

緑と公園係長 事務局です。こちらの図に関しましては、差しかえるような形を検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

宮下副会長 では、よろしくお願いします。
その他に。

矢向委員 矢向です。これは市民の方にどのようにプレゼンされるのか。これを全部見せるわけではないのですか。開示するのですか。

緑と公園係長 全て開示します。

矢向委員 全部、これですか。

緑と公園係長 はい。

矢向委員 そうですか。これを、市民の方々がどのように理解するかということ、やはりある程度見据えて落とすということだと思います。かなり詳細なので、これをどういうふう理解するかというのがちょっと見えにくい。あまりにも、よくできていると言えばよくできているし。私は、やはりこういったプレゼンの資料を市民の方々にパブリックコメントということで見えていただくという場合には、最初の1ページ、2ページで、市がアピールしたいこと、市として皆さんにまずは理解していただきたいことを最初にしないと、いろいろな意見が出るだけみたいなことになりかねないので。

ここの7ページの図と9ページの図で、私は小金井市というのはまずすごいアドバンテージを持っている市だと思っています。まず、面積が比較的小さいのに北に小金井公園があって、南に武蔵野公園、野川公園という一流の公園があるわけです。こんなに恵まれた市なんてあまりな

いのではないかと思います。全国的にはわかりませんが、東京都内では屈指の良質な公園に恵まれた市だと思います。しかも、小金井公園の近くには玉川上水と五日市街道があって、武蔵野公園、野川公園には野川がある。あと、学芸大、農工大、亜細亜大、法政もあるし、非常に恵まれた都市、町ということは大方、異論がないのではないかと私は思っています。そこを、この7ページ、9ページの図で大々的に訴えてしまうほうがいいのではないかと思います。あとはいろいろありますけれども、こういうのを多くつけてしまうと薄まってしまうのですよね。小金井市の、いわゆる根本的に持っている、本質的に持っている良さというか、市民のアドバンテージというか、そこをまず、市民と共有する。その上で近隣の、家族でベビーカーを引っ張って行って遊ぶような公園もこういうふうに整備していきますよという考えを示す。まず、小金井市民が置かれた環境というものを市民と共有化する。あまり視線を市民と市で変えない、変わらない視線でとにかくスタートできるように資料に落とし込むというか、そういう見せ方が大事かと思いました。

宮下副会長 何かコメントはありますか。

緑と公園係長 貴重なご意見をいただきありがとうございます。この図につきましても、9ページ、10ページの図と合わせて検討させていただきます。

宮下副会長 思いは基本、皆一緒なのですけれども、こちらは都立公園なので、一応、今回やっているのは小金井市の公園の管理をどうしていくかというところは。

矢向委員 そうですね。

宮下副会長 ええ。

そのほかに。3章までで何かございますか。

後で戻っても。

渡辺委員 渡辺です。ちょっとお尋ねしたいのは、18ページの中の図3-7です。2,500平方メートル以上の公園・緑地というのは、黄色で表示されていますが、これは今、数えますと10か所なのですけれども、実際に10か所ありますか。

私がわからないのは、中町四丁目公共緑地というのがあるのですけれども、この中で位置関係はわかりますか。

緑と公園係長 公園利用圏に関しましては、まず開放している公園につきまして表示

させていただきます。中町四丁目公共緑地につきましては、現在、一般には原則的には開放しておりませんので、今回のこの図の中には入っておりません。以上です。

渡辺委員 入っていない。単純にこれ、中央線を境に北が5か所、南が5か所の合計10か所になるのですね。ところが、実際に調べていくと、どうも上はあるのですけれども、下が見つからない。

上の学芸大の近くに黄色がありますね。これがわからないのですよ。何か。18ページです。これは何というところですか。

緑と公園係長 貫井第一公園という。

渡辺委員 貫井第一公園ですか。貫井第一公園というのがありますか。調べたのが、ないでしょう。

緑と公園係長 事務局です。公務員住宅を建てかえた際に。

渡辺委員 公務員住宅、ありますね。

緑と公園係長 はい。都市計画公園として位置づけた4,000平方メートルの公園が。

宮下副会長 あの、大きな芝生の。

緑と公園係長 芝生で。

渡辺委員 ちょっと山の。

緑と公園係長 ひょうたんのような形をした。はい。

渡辺委員 あれの全体を言うのですか。

緑と公園係長 はい。

渡辺委員 ああ、わかりました。はい。了解しました。ちょっとそれが、調べたらよくわからなかったの。確かにありました。そういう緑地が。ありがとうございます。

宮下副会長 他に、よろしいでしょうか。

では、ちょっと1つ。4章の公園・緑地の評価というところで新たな検討をさせていただいていますので、この辺でご意見等ありますか。

はい。竹内委員。

竹内委員 竹内です。まず、この整備基本計画ですが、詳細に多角的によく検討された資料だと思っております。その上でお聞きしたいのですけれども、44ページなのですが、公園の評価のところ。例えばA評価の内訳のところ、面積5というのは大きいということですか。1が小さいで。

緑と公園係長 公園については、面積が大きいところは5となっています。

竹内委員 利用者の重複状況ということなのですからけれども、1番と2番では5点と1点なのですからけれども、5点というのは密集しているのですか。それとも密集していないのですか。

緑と公園係長 密集していないという意味です。

竹内委員 密集していない。

緑と公園係長 はい。

竹内委員 密集していないから、価値があるということですね。

緑と公園係長 はい。

竹内委員 はい。わかりました。

それと、例えば面積5点と防災機能が1点、全部一律に5段階評価というのはちょっと違うのではないかと思います。面積が大きいというのはそれだけで価値がありますが、防災機能とか、あるいはボランティアの活動状況とか、それも同じ評価で5段階評価というのは少し乱暴ではないかなと思います。では対案、どうすればいいかというのはわからないのですが、という感じはしました。

宮下副会長 この点数化というのは、41ページの注にあるように、偏差値で出しているのですよね。市全体の中の偏差値ということで段階分けしているということなので、市の中での位置づけというのはある程度わかるのではないかとはいえます。5段階評価にするのか、何段階にするのかというのは難しい話なので、なかなかうまく位置づけはないのですが、偏差値化しているのだったら、市の中での相対的な位置づけというのはわかるのかなとは思っています。

串田委員 串田です。この調査、細かくいろいろ出て大変だと思うのですが、調査方法がここに明記されていない。どこかに書いてあるのでしょうか。細かいところで。調査方法が全然わからないので、例えば1日平均利用者数と書いてありますが、平均は何をもって平均としているのかもわからなくて。二百数十か所の1日平均利用者数と全部書いてあるということは、1日ずつ待ったわけではないし、何日か、あるいは24時間調査されたと思うのですけれども、調査方法が書いていないので、この数値がちょっとわかりにくい。

宮下副会長 公園利用実態調査を平成27年に実施して、それに基づいて、実測値

の場合はそのまま実測値を出すし、推計値の場合は面積から推計値を算出していると、ということだと思えるのですけれども。

緑と公園係長 事務局です。43ページの方の注意書き24のところには、副会長がおっしゃっていただいた内容が。

串田委員 何ページですか。

緑と公園係長 43ページの24のところには、そのような形で記載はしています。利用実態調査をどのような形でやったのかというのは、手元に資料がないので明確にはお答えできないのですが、1週間か2週間ぐらい公園に張りついて、昼夜含めて調査しています。

宮下副会長 この辺はかなり詳細に、十何カ所ぐらいのところを調査していますので、このデータは……。

串田委員 ありましたね。平成27年度にね。

宮下副会長 ええ。かなり正確。赤字で書いてあるのがあくまでも推計値ということだと思えるのですけれども。

竹内委員 ぱっと目につくのは、閉鎖されている緑地に利用人口が、推定の赤字ですけれども、かなりの量で入っている。前回のときでしたか、この整備方針の公園の中に、緑地が含まれないというような、何か発言がございませんでしたでしょうか。

緑と公園係長 事務局です。先ほどもご質問があった利用圏の考え方のところに関しては、開放していない緑地については利用圏に関してだけ検討に含めていないという考え方になります。

竹内委員 このA、B、C、Dの評価の中に、緑地が全部入っているわけです。D評価に緑地がかなりの形で集中していますが、D評価は現状で管理・活用の効率の悪い公園・緑地だと。そのようなD評価の中に緑地の8割ぐらいが入っている。閉鎖されている緑地で、DではなくてC評価に入っているものありますけれども、ほとんどの閉鎖されている緑地、これが全部D評価というふうな判子が押されている。これはどういうふうにかえたらいいのかと思いました。と言うのは、公園・緑地という意味の緑地の中に貴重な緑地は多く入っているわけです。例えば、白檜緑地があつたり、サクラ緑地があつたりとありますけれども、これは全部D評価なわけです。そうすると、D評価でこういう評価別の位置づけでDランクがつくというのは、いただいた資料の中で行くと、例えば、数値と

して出てくるのは構わないのですけれども、ここはもう評価外とかにしないともずいのではないかなと。

緑と公園係長 事務局です。D評価の考え方につきましては、推進方針Iで説明させていただいているところなのですが、85ページです。考え方として、利用が少ない公園などについては、活性化できるものについては活性化していきたいというのが第一段階で考えておりまして、公園として活用が難しいということであれば防災倉庫などを設置ができるように用途変更、それも難しいということであれば売却というような3段階の考え方でD評価については今後検討していきたいと考えております。

竹内委員 公園ならそれでもいいのですが、せっかく緑地をつくっているのに誰も利用しないし、何もないから廃止というのはちょっとというご意見だと思うのですよね。緑地と小さい公園との分けみたいなことは何か考えられているのか。

串田委員 串田です。評価が低くなっていく1つの理由は、利用されないからだ。施錠されていて、利用されているかいないのかいうところを検討すること自体がおかしいというのが1つと、使われていないから、存在そのものに関して検討しなければいけないというふうな形になるのがおかしいかなという感じです。

津々良委員 津々良です。今、利用されていないという話がありましたけれども、その前に、利用するように誘導と言うと変ですけども、案内するなどは出来ないのでしょうか。緑地というのは、先ほどの74ページのところで、公園の3つの基本的な役割とありまして、地域のニーズ、多世代交流の機会というところがあります。ここの地域のニーズに応じるというのが重要だと思います。私は住宅街の中に住んでおりますが、よく地域の人に聞かれるのは、トイレと水があるところが意外とないということです。工事にいらした人とかにもよく聞かれます。街路樹はたくさんありますが、遊ぶところは意外となくて。公園の基本的な役割に多世代交流の機会創出などとありますが、水とトイレというのは年代に関係なく、人が集まる場所にはないといけないと思います。トイレありますというのは表示してはいけないのでしょうか。トイレがあれば水は必ずある。

宮下副会長 その辺は、また最後の施設の整備方針のほうでいろいろ検討されてい

るようなので、また後で。

津々良委員 ですから、多世代ということでもありますけれども、地域のニーズというのではなくても、人間のニーズです。

宮下副会長 はい。わかりました。

矢向委員 矢向ですが、緑地に関して言えば、それぞれどういう緑地かというところからスタートするわけです。存在するだけでもいい、景観重視の緑地というのは非常に貴重だと思うので、そういったものは地域の人たちや町内会の人たちの意見を聞きながら、それぞれの緑地の生かし方という考えた方が良くと思う。利用されるということが全てではない。そこにその緑地があるだけで景観としてすてきですという場所もあるかもしれない。もう少し広い観点で景観ということも踏まえて考えることもありかなと思います。

宮下副会長 公園としての機能の役割と緑被率の関係。これもやったら、また緑被率が少なくなってしまう可能性がありますよね。その辺をどう考えるかというのは、大きな検討項目のような気がしますけれども。

渡辺委員 渡辺です。今の緑地の議論は、基本的にこの緑地というのはどういう目的で計画されているのかという問題ではないかと思うのです。単純に、住宅地の一角にぽつんと緑地だけつくったというのも結構あるのです。一方、私の家の近くの亀久保緑地は、以前、遊歩道があったのです。ただ、それが何の関係かシャットアウトされて緑地という名前に変わってしまったのです。というようなところも実はあるのです。ですから昔からの経過がいろいろあるのではないかと思うのですよ。先ほど言ったように、私も緑地が市内に、少しでも多いほうがいいのですけれども、ただ、単純にその場所が、あえてそこに緑地として何となく提供されてしまったというような感じのところ、今残している中に多々あるのではないかというように感じます。

宮下副会長 課長。

環境政策課長 改めて、このD評価についての考え方を整理させていただきたいのですが、まずD評価に載っているものを全て例えば用途変更や、売却するということでは、そもそもないということを前提にお考えいただきたいと思っております。このD評価の中、特に54ページ、55ページをご覧いただきたいのですが、おっしゃるとおり、D評価にこれだけの数が

載ってはいるのですが、例えば面積などはかなりばらつきがございます。先ほど、白檜緑地という発言もありましたが、例えばこの白檜緑地は404平方メートルもある、ある程度一定規模のある立派な緑地と我々も考えております。ただ、一方で、20坪ですとか、30坪にも満たないような、一軒家も建たないぐらいの大きさの、開発に伴っていただいた緑地で、現状草が生い茂っていたり、小さい土地に大きな木が何本もあって管理が行き届いていないような緑地があるのが現状でございます。こういった緑地は、ある程度は整備をしていかなければいけないだろうという考え方がございます。なので、まずこのD評価の中にあるもの、全てをどうしようということではありません。例えば非常に小さい緑地で、近隣の住民から草が生え過ぎている、蚊が発生する原因になっている等の意見をいただいているようなところもございます。そういったところを中心に検討の土台に上げたいということで、ここでD評価にさせていただいています。なので、例えばある一定の規模の緑地などは、用途変更などではなくて、もう少し整備を行い、場合によっては開放型の緑地を検討するなども含めて、検討の俎上に上げたいということでD評価に入れさせていただいています。このD評価に入れたから不要だとか、そういうことではそもそもないということは前提としてお話しさせていただきたいと思えます。

渡辺委員　いや、そのわりには、D評価はこういう内容であるぞというようなことが明記されています。今おっしゃられたことは、書かれていることとはちょっと違うのではないかと思います。そうしたら、そこも書けばいいのではないのでしょうか。

もともとD評価に入れにくいものもこの中に入ってきてしまっている。そこがちょっとどうなのかなということですよ。

ランドブレイン株式会社　評価資料の補足なのですが、説明が不十分で申しわけありませんでした。緑地に関しては、利用されているかどうか、閉鎖管理がどうかということは、指標値として加味しておりません。わかりづらくて申しわけないのですが、53ページに評価値、54ページから参考値という表があります。こちらの参考値の方に、閉鎖管理かどうかということを書いてありますが、ここの参考値は指標自体の評価にはカウントアップしておりません。

緑地に関しては何を評価しているかと言うと、面積と、みどりのネットワークとの整合性、それから防災機能があるかどうかというところを対象にしています。評価値の表の中の平均評価点という項目が実際の評価に関する定義づけの点数になっています。各表の左から3列目になります。

D評価の公園というのは、面積、それからみどりのネットワークとの整合性、防災機能が全て1点になってしまっております。それ以外に、例えば48ページをご覧くださいければと思うのですが、99番から120番の公園につきましては、みどりのネットワークとの整合性がとれている緑地なので、評価点は上がってC評価になっています。それから下の方に移っていただいて、142番から146番あたりの緑地は、防災機能があるため評価点が上がっていたりとか、142番の下山谷の森は面積が大きいので評価点が上がっております。平等には評価しているということをご理解いただきたいと思っております。

それから、矢向委員がおっしゃられた景観的な機能というところですが、景観というのは数値として図るのは難しいというのがありまして、我々も悩んでいました。そこで代替案として、みどりのネットワークとの整合性がとれているという指標を設定しました。一連としてまちづくりの緑をある程度達成している場所であるから、景観に寄与しているのだという考えのもとで、今回設定することとしました。これ以上の詳細な景観的な評価というのは難しいというのがあるって、ここまでが限界であると考え示しております。個別に定義をされている緑地があるとか、そういった事情はこれからも配慮して、定性的な評価というところで段階に分けていったりとか、そういったことは今後も検討していければと考えておりますので、ここにあるものが全てではないということをご理解いただきたいと思っております。

串田委員

串田です。おっしゃられていることは非常によくわかりますし、ここにはA評価からD評価までの細かい項目、参考、内訳、参考値もついて、これはこれで非常によくわかるし、おっしゃられたとおりでと思います。それで、D評価というのはこういうものであると書いてあるところが問題ではないかなと僕は言っているわけです。

D評価と言っても、全てが検討されるものではないという言い方、

ちょっと詭弁みたいな感じがしてしょうがないのですけれども、今後、公園の整備をしようという話になるわけですね。そこでD評価がついている。せっかくここまで細かくいろいろ調査をされながら、最後のところでばっさりとD評価だからというのは何か補足なり何かが必要だと思えます。

例えば亀久保緑地が今、渡辺委員から出ましたけれども、あそこは私の家にも近くて、これは広範囲に残った武蔵野の雑木林で非常に貴重なものであるという立派な看板があって、中を歩けるようになっていました。周りが畑ですごくいいところになっているのですけれども、だんだんあそこも開発が進みまして、あっという間に宅地になってしまいました。そのたびに苦情があったかどうかわかりませんが、ばっさり切ってしまうと、切った後どこまで再生するかわからない。うっそうとして非常によかったのが強剪定されて、どんどん変化していつている。それは公園利用の話とは、再利用の話とはちょっと違うかもしれませんが、そういう現状もある中で、そこをD評価にされるというのはなかなか切ないものがある。閉鎖されているということが、いろいろ調査し、ランク分けをするときに、非常に足かせになって、評価が基本的に低くなってしまふ。圧倒的に小さく、施錠されている、何にも使っていない緑地は多いわけですね。施錠されていて、草ぼうぼうで、そういうところを何とかしたいと、これは非常によくわかる。私もそうだと思うのですけれども、そうではないというのが混合されているというのが、4つの評価をしたときの矛盾として出てくるのではないかと思います。

宮下副会長 はい。

ランドブレイン株式会社 事務局です。いろいろご意見ありがとうございます。評価につきましては、客観的に現状を把握できるものということで、今後、市の公園の整備や維持・管理をしていく中での、一定の目安をつけることを目的として点数をつけています。先ほど事務局からもありましたように、D評価についてはその中でも検討の土台に上げようというものでございます。D評価というところを、今ご意見いただいたような補足を入れさせてもらうとか、69ページのD評価の位置づけという部分に少し説明をさせていただいたやり方に変えておく、もしくは、評価というところでA、B、C、Dではなく、例えば位置づけの部分で、A、B、

Cのグループのように、グループ分けをしていく、基本的にはそういった考えでございます。そのあたりをこれからパブリックコメントなどで市民の皆様にも見せていく中で、誤解を招かないような書き方に、今ご意見をいただいた内容も含めて少し検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

串田委員 それと、44ページの25の注で、3点以上をA評価、2から3点がBなどとなっているのに、この値が全然リンクしていない。これを書いてあって、A評価とB評価の上位は全部3点以上になっているのに、面積が1なのでおそらくB評価になっているのだろうと思うのです。ここに25を書いておいて、この評価というのは、多分誤解を招くと思うのです。その辺のところも検討してもらったほうがいいのかと。

竹内委員 確かに、これだけ緑地があるので、緑地のあり方を考えるということは必要だと思います。だったらあらゆる緑地には価値があるのだ、減らすなということしかこの審議会では言えないのですよ。あとは行政が判断することですので、この辺の書き方をもう少し丁寧にして、行政のほうで責任を持っていただきたいと思います。

宮下副会長 7章の方でも、要はD評価のところも住民を交えていろいろ検討していくということなので、必ずしも廃止にする、用途変更するとかというわけではなくて、皆さんで考えてほしいという素材ということで理解しておけばよろしいのではないかと思います。

渡辺委員 賛成です。今のおり、緑地は全体の4分の1あるのですね。公園の24%ということは。ぜひ、緑地についてのあり方は検討していただいてほしいなと思います。

宮下副会長 4章のところ、そのほかに何かありますでしょうか。

では、特に5章から7章までの一番重要なところだと思うので、5章から7章ぐらいのところでご意見がございましたら。

課題のところはいいとして、6章、7章ぐらいのところ、ぜひご意見がありましたら。はい。

矢向委員 矢向と申します。書き方というところで、市民目線で見せていただいて、意見させていただきたいのですけれども、72ページの課題2で、偏りという言葉を使っているのですよね。公園等の分布には偏りがあると。課題3でも、地域で偏りのない機能分担が求められますと記載があ

ります。それから、どこかで空白地帯という表現がありましたよね。89ページですか。公園空白地帯。確かにこうやって地図を描くと、そういう空白地帯になる、偏りがありますといったようなことは否定できないことだとは思いますが、私が冒頭に申し上げたのですけれども、小金井市の面積って、もうたかだか知れているのです。私は、昭和三十四、五年から小金井市に住んでいるのですが、幼児期も過ごし、子供が小さいときも過ごしたという歴史をたどっている人間です。大体、自転車で行ける中の公園を使っているのです。あるいは、場合によっては自動車で行くなり、小金井公園にも自動車で行ったことあるのですよ。私は本町二丁目に住んでいるのですが、本町二丁目から自動車に乗ってわざわざ小金井公園に行く。要するに、皆が近くになればいけないというふうには、必ずしも無いわけでは。利用する目的によって皆、多少離れていても行くのです。乳幼児のお子さんなど、ベビーカーで移動できる距離感というのはあると思うのですが、子供とちょっとボールで遊ぼうとなったらお父さんは多少の距離は移動すると思います。先ほど、都立公園にこだわったのは、そういうこともあってです。空白地帯とか偏りがあるというのは、市民目線からするとそんなにこだわらなくていいのかと。かえって、こういう表現を使ってしまうと、では自分が住んでいるところはどうかのだろうと、皆見ってしまうのです。そうすると、もうそこからネガティブ印象になってしまうのですよね。

あと、こういった表現については、事実は事実なのだけれども、あまり強調しなくていいのかなという印象があります。

防災の事というふうにと考えると、もう少し気をつけて使った方がいいと思うのです。この空白地帯などは。

宮下副会長
串田委員

そのほかにございますか。

少し離れるかもしれませんが、ワークショップを3回に分けてされていて、その資料みたいなものは何かないでしょうか。まとめたものはどこかに少し書かれていたのがあるのですけれども、ワークショップの内容そのものがよくわからないので。例えばパブコメにかかった時に、市民がこれを見てどう思うか。すごく詳細でいいのだけれども、あまりにも細か過ぎるとかいろいろありましたけれども、このワークショップのときにどういう意見が出たとかというのは少し知りたいです。

その資料のようなものは何か開示されることはできるでしょうか。

緑と公園係長 事務局です。ワークショップの内容をまとめた資料につきましては委員の方と委員長に後日になりますけれども配布させていただければと思います。

宮下副会長 はい。

小山委員 小山です。すごくよくまとめられていると思います。75ページのところに基本方針と4つの施策方針というのが出ていて、この4つの施策方針の橙色のダイヤの四角になっているところが①、②という形で、7章の85ページ以降の関連施策として出てきています。これを、どこの部分が当てはまるのかと見ていったところ、施策方針Ⅳの②に当たる公園づくりに市民が参加しやすい機会づくりというのがあるのですが、方針の関連施策のところ該当するものがないのです。

それで、私は公園をつくるのに市民が参加していく、公園づくりに市民が参加しやすい機会をつくるというのは、市が果たすべき一番大きな役割だろうと思います。だから、そここのところが記述として入っていないのはどうしてなのかと。全部に市民が関わるということで、ここにはあえて書いていないというふうになるのかどうなのかということです。

90ページの推進方針6の関連施策に方針Ⅳが記載されていて、ここには市民が公園づくりに参加しやすい機会づくりのためにということでもいろいろ書かれてはいると思います。やはりここはすごく大事な部分なので、小金井でも幾つかワークショップで公園をつくったという事例があります。もくば公園や梶野公園がありますから、これを今後も進めていって、新たに公園をつくる時には地域住民の方、利用者の方には参加してもらおうということをもう少し明確にしたほうがいいのではないかと思います。

あと、90ページで言えば、下の図7-6の方法③に、指定管理制度の導入ということが書いてあります。この公園の指定管理については、どういう考え方を持って指定管理にするのか、公園の管理を委託するよりも指定管理のほうがなぜいいのかということをも明確にした方が良いでしょう。特に、指定管理者は指定管理で公園を運営していく上で条件によっては収入を得ることも考えられるような形もあると思います。都立公園を指定管理にする時にもあった議論だとは思いますが、例えば

公園に入るのに入場料をとるのか、トイレを利用するときにお金をとるか、そういうこともきちんと小金井市がどういうコンセプトを持って指定管理にしようとしているのかというのをはっきりさせないと、このところは安易な書き方をするとどうなるのかという危惧があるというのはお伝えしておきたいと思います。

それと、細かいことと言えば、89ページの文章の下から2行目のところの国分寺下は、国分寺崖線が抜けていると思います。一応そこだけはお指摘をさせていただきたい。

あと、質問の個数が多くなってしまっているのですが、新たに今日差しかえで加えたページの裏のところに、先ほど津々良さんもおっしゃられたトイレのことです。一般的に市民がトイレはどこと思った時に、まず公園というよりも、最初に頭に思い浮かべるのは、公共施設とか商業スペースなのです。そういった時に、周辺の公衆トイレ等の設置状況を勘案の上、トイレを設置するべきだと思います。むやみにトイレをつくってもという気はするのですね。だから、この周辺の公衆トイレというのをどこまで考慮していくのかというのを思ったので、そのところはいかななものでしょうか。

緑と公園係長 方針Ⅳの公園づくりに市民が参加しやすい機会づくりにつきましては、関連するところ、推進方針Ⅰもワークショップなどを通じて検討するというような記載がございます。ご指摘のとおり、推進方針Ⅵについてもそういった項目が含まれている内容ですので、関連施策のところには抜けている部分もありますので、そこはつけ足して記載するようにいたします。

宮下副会長 指定管理者の考え方などはどうですか。

緑と公園係長 指定管理者の考え方は、この書き方だと誤解を招くような表現になっている可能性もありますので、書き方について少し検討させていただきたいと思います。

宮下副会長 皆さんよくご存じだと思うのですがけれども、西東京市が53個、地域で指定管理を入れたと。大規模なものを入れるのかと思ったら、地域全体で入れたと。担当した人は公園のカリスマみたいになっています。ああいう考え方もあるのかと初めて知りました。大きいものだけの話ではなくて、地域で指定できるというのもすごくおもしろい発想だなと思

ました。小さいのも含めてやるのだよというのも考えてサウンディングでいろいろ調査されると思うのですけれども、新しい考え方を入れているいいのではないかという気がしますので、小金井もぜひ負けられないようなアイデアを出していただければと思います。

環境政策課長　そうですね。今、いただいた意見はごもっともで、指定管理制度の導入については、書き方はいろいろあると思うのですけれども、書いてあることで、小金井市として指定管理の導入を実施するというものではありません。今まで民間事業者による公園の管理というものに触れてこなかった部分がありますので、ご紹介いただいたような西東京の例などを参考にし、今後は小金井市で公園等を管理していく上で、民間事業者の導入を検討していくことを、方針の考え方の1つとして書かせていただいたものです。しかし、ご指摘のあったとおり、記載の方法によっては、いきなり導入するのかととられる方もいらっしゃると思いますので、その辺の記載の方法は検討させていただきたいと思います。

渡辺委員　渡辺です。今の公民連携の問題で、議会でも再三いろいろと出ているようですね。いわゆるPFIであるとかPPPであるとか。1つの案として、栗山公園なども出ているのですけれども、果たして現実的な問題としてどうなのでしょう。あそこの場合、バーベキューの設備があるわけですが、一方、隣の武蔵境の駅の近くで屋上にバーベキューができるところがある。これは民間で経営しているようです。あれに対してはいろいろ問題になっています。今、一応オープンはしているようです。そういうような形で、公民連携をやるということも非常にいいとは思いますが、ただ、現実の問題として収支の問題を考えると非常に大変かなと思いますので、文章的には今後のあり方はそうなるのだろうと思いますが、それはやむを得ないと思います。

あと、確認したいのは、この文章を全体的に見ても、皆さん、社会の流れとして少子高齢化が現実的な問題だというのは間違いないかと。これは、文章として入れるのが適切かどうか疑問なのですけれども、児童公園というのはあります。ところが、老人公園と言うと失礼ですから、高齢者公園と言ったらいいか、例えばインパクトがある。シルバー公園でもいいと思います。高齢者のための運動器具があるといった公園です。私が知っている小長久保公園には3種類あります。あれもできて1

0年ぐらいたつのかと思いますけれども、開所式に行ったことがあります。利用者がいるかなと思うと、ほとんど見当たらない。

ただ一方、やはり小金井公園はすばらしいです。あそこは6か所ぐらいあって、結構利用されている方がいらっしゃいます。そういうことで、やはり地域差その他、利用の頻度が違うというのはわかる。これから高齢者のための公園というのは非常にニーズが高いということから、健康づくりのため、あるいは、以前私も話したけれども、ちょっとした菜園づくりができないかなど。花壇をつくることは可能だけれども、菜園をつくるのが可能かどうか、この辺も今後検討の中でされたいかがかなというような考えがあります。

宮下副会長 そうですね。農と……。

渡辺委員 農というのはあります。ただ、この農というのは農家の方との連携の意、1つのアイデアなのです。年1回2日間、秋に交流センターの前で農業祭があるのです。あれの人出というのは結構なものなのです。ですから、あれと同じようなことを農家の方が、月1回くらいもいかないかもしれませんけれども、どこか広い公園の中で、産地直売の農業祭、あるいは朝市とか、そのようなことも開催されたいかなというような考えも1つとしてあるのではないかと思います。そのためには農業協同組合、あるいは農家の方の連携が必要だというのは実感しております。

宮下副会長 児童公園というのは、今で言うと街区公園になりまして、もう子供もほとんど遊ばなくなったので、児童公園という名前をやめたのですよね。遊具があって使われているかと言うと、高齢者も子供も、ウォーキングであるとか、ゲートボールをしている方が多い。多分高齢者の人たちも、必要なのはそういうところなのだろうと思うので、その辺を考えながらやっていけばいいのかなと思うのです。

新たな提案として、先ほどから議論になっていた推進方策1と、この辺の住民の需要に応じた公園のあり方とか、開発基準でも推進方策3で開発に伴う公園設置基準の見直しというのを入れていきますので、この辺について何かご意見ありますか。

竹内委員 竹内です。では87ページの表の右側、改正の方向のところ。例えば開発行為が3,000平方メートル以上のところで、まず、公園協力金というのは何でしょうかと教えていただきたいのと、それから、公園・

緑地を設置し、市に無償提供または自主管理とありますけれども、自主管理を担保するものというのはあるのでしょうか。でないと、皆もう自主管理を選択して、何年かたったら開発してしまうと思うのですけれども。

緑と公園係長 事務局です。公園協力金につきましては、設置すべき公園の面積を基に算出する用地費と設置すべき施設等の整備単価を基に算出する施設費を合算した金額を、市の基準に基づいて算定したものです。公園協力金を選ぶ場合は市へ納付していただくという内容となっております。

竹内委員 6%は結構な額になるわけですね。

緑と公園係長 結構高い金額ですね。

自主管理の考え方につきましては、中高層のマンション等の場合は、その後管理組合ができますので、管理をお願いしております。（開発行為（宅地造成等）の際には自主管理公園を設置することはない。）

竹内委員 市に無償提供されると、市の方で公園・緑地として管理してもらえらると思うのですけれども、自主管理となると、住民の方の自由な選択によって、もしかしたら緑地ではなくなってしまう可能性もあるということですね。ということをお聞きしたかったのですよ。それは現在の施策から後退するような気がするのですが。

環境政策課長 事務局です。自主管理をしていただく場合は、最初に協定のようなものを結ばせていただきまして、その開発行為の状態をとどめる限りにおいては、そこに公園を設置し、自主管理を続けるという約束を最初にさせていただくというのが前提になります。従いまして、仮にまたそこを更地にするということであれば、当然もう1回考え直すことはあるのですが、一旦開発をして、そこに自主管理公園をつくっていただいた以上は、そこが開発の状態である以上は担保していただくというのが、前提条件です。

宮下副会長 指導要綱でやっているから、基本は大丈夫だったとは思っているのですけれども。管理の程度はそれぞれになると思うのですが、面的には大丈夫ですよね。

この辺の考え方もよろしいでしょうか。協力金をもらうような基準を新たに導入するという。

環境政策課長 追加ですが、こちらに書かせていただいているのは改正の方向性

(案) と書かせていただいておりますので、この方針ができ上がったら即座にこのように要綱を改正して、運用するというのではなくて、まずこういう考え方を持った上で、各所管部署と調整したり、東京都との調整も必要となりますので、そういった部分も含めて、こういう方向性で検討していきたいという、あくまでも考え方になります。

宮下副会長　　こういう考え方は個人的には賛成なのではすけれどもね。駐車場などもそうなのだけれども、真ん中に駐車場を附置義務やるより、協力金で交通の方に回したほうがいいし、公園ももし近くにあるのだったら、わざわざつくるよりは、それを原資にしてもっと違うことに使った方がいいと思うのです。無理やり何とかつくらせるというのは。

環境政策課長　都市計画法の趣旨ですと、確かに3%の附置義務があるのですが、ただし書きがございまして、既に公園が近隣にある場合は別にかえることができる、それに限らないという主旨になっていますので、あとはそれこそ緑の考え方ですとか、公共空地の考え方というところで、開発許可権者などとの調整というのが必要になってきます。

宮下副会長　　その他、推進方策のところ、もう1つ、寄附・借地公園の継続検討というのも1つ方針で述べられております。寄附・借地の条件として、面積が300平方メートル以上で公道に接道という。あまり小さいのは、受け入れを検討するという話だと思っておりますけれども。

推進方策については他にご意見よろしいですか。

では、時間も押してきましたので、全体を通して何かございましたら。

串田委員　　パブリックコメントにかけるに当たって、資料が細かくて焦点がはっきりしない、あるいはもう少しはっきりとわかるような前説をつけるという話が先ほどありましたが、83ページに機能再配分のイメージというのがありますね。文言でいろいろ書いてある、必要なところは当然あるのですけれども、公園をどのように整備していきたいというイメージをパブリックコメントで掲げる時は、やはり図があると分かりやすいのではないかと。今まで、細かくいろいろ言ってきたことを、例えば機能再配分。これは低未利用公園を合併し、土地利用転換を図ると書いてあります。自然公園、遊具のある公園など、凡例が変わってきているところが幾つかあります。ここのデータの中に無いのですが、日陰であるとか、周りにビルがあるので異様に使いづらい、そういうような立地条件、他

のいろいろな要素も全部ここに入れてしまった図の方がわかりやすいのではないか。

そういう図でやる方法というのは、例えば、都立武蔵野公園が再整備の時に、いろいろな図を描くわけです。地図でどうのこうのではなくて、こういう公園にしますという。

こういう場所、この辺にコンビニがあって、トイレはここにある、ここは誰も使っていない空き地のような公園をまとめてこういうふうにするのだというようなことがはっきりすると、この公園等の整備はわかりやすいのではないかと思います。

ちなみに自然公園と書かれているのはどういう公園ですか。資料では半分が自然公園になっていたり、緑地が自然公園に変換されていますが。
緑と公園係長 事務局です。自然公園につきましては、イメージとしては浴恩館公園のような、雑木林があって、炊事場があって、広場もあるようなイメージをしたものです。

宮下副会長 樹林地も含むような公園ということですか。

緑と公園係長 先ほど、歴史の考え方にもありましたけれども、一部は緑地として保存していくところと広場にして利活用を図るような考え方も、今後、緑地に関してはできるのかと思い、イメージとして載せさせていただいています。

宮下副会長 わかりました。

絵にするとなかなか難しいし、誤解も生んでいくところもあるから、非常に難しいところなのですけれども、もしイメージ図でいいものができるのであれば、その方が一番わかりやすいので、その辺も少し工夫していただければと。

串田委員 そうですね。公園整備をやろうという時には、具体的な数値だけで物事を発想しているわけではなくて、具体的なイメージが湧くものがあると良いと思います。それから、こんなに小さい公園が多いのですが、ある程度の大きさの公園にすれば解決するようなことが多くあると思います。特にAランクがほとんどは大きい公園ですよね。ある程度の大きさにならないと、利用するということに関してはなかなか難しい。立地条件だけではなくて、面積の問題というのもすごく大きいと思います。

それから、日照の問題もあって、日当たりが良いからこの公園を利用

するという事もあると思います。

市内には非常に立地条件が悪い公園はあると思います。明日にでも潰してもいいかというところも多分あるかと。そういう、具体的な場所をイメージしながら審議会に参加していましたが、どの公園に手をつけるか、あそこは検討の材料になっているのか。その辺がわからない。今後、具体的に計画を進めるに当たっては、もう少し具体的な場所を示していけないといけないかもしれない。

宮下副会長 ありがとうございます。他はよろしいですか。

矢向委員 1点だけいいですか。矢向ですけれども、74ページの基本理念のところ、小金井市民の住みよさ、定住につながる質の高い公園づくりというところがあって、この定住につながるというところなのですが、これは要するに、公園というのが非常に市民にとって定住するかしらないかという判断の要素になるという、そういうご認識でよろしいでしょうか。

環境政策課長 まず、小金井市民の方にアンケートを毎年させていただいていますが、小金井市のいいところとして、毎年圧倒的に出るのはやはり緑、自然の多さ、水がいい、こういったところが挙げられます。そういう意味では、まず小金井市が選ばれる町になるにはそういった部分の充実というのは欠かせないであろうという考え方があります。ただ、今まで総合的にいただいていたご意見の中で、ごもっともなご意見が非常に多いのですが、まず公園というのは本来まちづくりのパーツの一部だと、我々は考えております。ですので、まちづくり全体、どういう市にしていくかというまちづくりが本来あって、その中の公園というのはどうあるべきかというのが、本来、位置づけだとは考えております。ただ、まちづくり全体の計画というのがなかなかでき上がってこない中で、我々、公園を管理する担当者としては、少なくとも公園の部分ではこういう考え方でいこうというのを先行して考え方をまとめさせていただきました。ですので、トイレなどの問題も、公園だけで考えるとこういう表現になってしまうのですが、公共施設であるとか、公衆トイレであるとかを含めて考えると、公園にどんどんトイレをつけていけばいいという話ではないと思います。ですので、本来はまちづくり全体の話なのですが、その中で公園の整備方針に特化させていただいたので、こういった表現になっています。まちづくり全体で言えば、やはり緑ですとか自然というのは大事、

そういった意味で、公園が担う役割というのは大きいというところから、こういった表現に結びついていることが理解していただけるとわかりやすいかと思います。

矢向委員　　私は、言い方はあれですけども、自信を持っていいのではないかと
思うのです。小金井市として。別にこんなことを書かなくても大丈夫で
すよ。非常に恵まれた環境にあるのです。なので、別に否定はしません
けれども、自信を持っていただいて大丈夫だと思います。

定住につながるというのはちょっと背伸びし過ぎかなと思うので、教
育のレベルが高いであるとか、いろいろなことで皆、定住したがついて
いる方が圧倒的に多いと思います。

柿崎部長　　民間の不動産会社の出した調査があつて、その中に書いてあるのが、
子供が居やすくなる、定住と言うか、そういうのにつながる項目の中に
公園関係が入っているのですよ。

矢向委員　　ああ、そうですか。

柿崎部長　　数ですとか、近くにどういう公園があるのかとか。

先ほど、自信を持ったほうがいいと言われたのですけれども、実は
小金井市はそこには入っていないのですね。ベスト5に入っているのは、
近くで言うと確か武蔵野市とか。国分寺市は確か入っていると思います。

矢向委員　　小金井市民の私がこの前、ラグビーが好きなので調布の味スタまで自
転車で本町二丁目から行ったのですけれども、初めて武蔵野公園に立ち
寄ったのです。こんなに良いのかと思いました。野川公園とか、ちょっ
と行けばICUもあるし、結構知らないのですよ。小金井公園ぐらいは
知っていても、武蔵野公園とか野川公園となると知らない人が、特に北
口の人知らない人が多いと思います。一緒に総合的に知らしめていく
と、また違って来るかなと思います。市民は意外と知らないですよ。

宮下副会長　　小金井は南北に良いのがあるのだけれども、つながりがどうしても弱
いのですよね。

矢向委員　　南北が弱いのですよ。北ばかり。

宮下副会長　　このつながりをちゃんと、ネットワークという表現をしているのでし
ょう。街路樹等を利用して厚みをもうちょっと増やしていけば良いと
思います。駅からここに公園があるって、誰も思いませんので。

矢向委員　　小金井市は、中央線の開かずの踏切のトラウマがずっとあるのですよ。

宮下副会長 それはあるかもしれないです。

渡辺委員 小金井市の1人当たりの公園面積6.8平方メートルですか。武蔵野市ですと4.5平方メートルなのですよね。そういう意味で、非常に小金井市は緑、公園があるということは認識している。それだけに、この公園をどう利用していくかというのは非常に難しい課題ではないかなと思います。

宮下副会長 ただ、都立公園があるから助かっているのです。

渡辺委員 そうですね。圧倒的に多いのですよ。

宮下副会長 実は、地区公園と基幹公園って何もないので、都立公園におんぶに抱っこという要素もあるので。

渡辺委員 そしてこの14ページにあるとおり、小金井市の1人当たりの面積というのは多いということは、今言ったように、管理する方も大変だなと思いつながりながら見ております。ありがとうございます。

津々良委員 ちょっとよろしいですか。今のご意見の続きなのですけれども、定住とか地域につながるということについて。お子さんが小さい時に利用する公園と、成長したお子さんが利用する公園が変わってくると思います。小さい時は親や祖父母と一緒に小さい公園でも遊べますが、小学生くらいになるとボールとかで遊ぶのにそれなりの広さの公園が必要になってくる。

あと、公園も夜と昼で景色が変わるとというのは、ある住民の方から聞きました。昼間はとても静かでもいいのですが、夜には電気がついてそこで大人の雑誌がたくさん捨てられていたということがありました。木が高いので、よく見えないのですが、中高生か若い人たちが集まって、そういう本を読み回していたりするようなのですね。それが外から見えにくかったので、公園の木を剪定してもらったのです。そうすると、それがなくなりました。

公園も昼夜で景色が変化するのだなということを教えていただきました。

宮下副会長 ありがとうございます。時間にもなったので、もう1回検討する審議会があるようですので、次の議題に移らせていただきます。

パブリックコメントについて事務局より説明をお願いします。

緑と公園係長 小金井市公園等整備基本方針（案）に対する意見募集という、本日お

配りした資料をご覧いただきたいと思います。概要だけ説明させていただきます。

パブリックコメント提出期間につきましては、2月12日から3月13日の1か月を予定しておりまして、検討結果については3月下旬に公表していくような流れとなっています。配布場所については市内の主な公共施設となっております。以上でございます。

宮下副会長 何かご質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。

それでしたら、無いようですので、最後に事務局より何かございますか。

緑と公園係長 本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。

次回は3月28日の午後1時半から、最後の審議会を予定しておりますので、パブリックコメントで出た意見、検討結果もお示しさせていただいて、あとはワークショップの資料についても事前にお配りさせていただいて、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

宮下副会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第3回小金井市緑地保全対策審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —